

危機レベル別の本部体制

危機レベル	危機レベルⅠ～Ⅱ（監視～警戒レベル）	危機レベルⅢ～Ⅳ（警戒～対策本部設置レベル）	危機レベルⅤ（全庁対応レベル）
設置区分	Ⅰ：状況の確認 Ⅱ：警戒態勢 被害の発生に備えた対応	Ⅲ：警戒本部 Ⅳ：対策本部 所管部局又は複数部局で対応	対策本部 全庁的又は特に重大な案件への対応
設置者	危機管理監	市長	市長
本部長	危機管理監	市長	市長
副本部長	主たる対応部長	副市長（危機管理監）	副市長（危機管理監）
本部員	関係部課長・課員、危機管理補佐監、 その他必要と認める者	関係部長、危機管理補佐監、 その他必要と認める者	教育長、水道局長、消防局長 危機管理補佐監 その他必要と認める者
主な所掌事務	- 対応方針の決定及び実施 - 被害状況、応急対策等の総合的な掌握 - 関係機関との連絡調整及び協力要請 - 広報等に関する事項 - その危機対応を実施するため必要な事項	- 対応方針の決定及び実施 - 被害状況、応急対策等の総合的な掌握 - 関係機関との連絡調整及び協力要請 - 広報等に関する事項 - その危機対応を実施するため必要な事項	- 対応方針の決定及び実施 - 被害状況、応急対策等の総合的な掌握 - 関係機関との連絡調整及び協力要請 - 広報等に関する事項 - その危機対応を実施するため必要な事項
本部会議開催場所	設置者が定める場所	主たる対応課	市役所庁議室

対策会議	対策会議	対策会議（対策本部会議に置く）	対策会議（対策本部会議に置く）
主宰者	主たる対応部長	主たる対応部長	危機管理監
構成員	主たる部長・関係課長、危機管理補佐監 その他必要と認める者	各部長、危機管理補佐監 関係課長 その他必要と認める者	各部長、危機管理補佐監 その他必要と認める者
主な所掌事務	- 応急対策の実施のための調整 - 危機関係情報の収集及び関係部局、関係機関への情報提供 - その他対策本部において必要とする事項	- 応急対策の実施のための調整 - 危機関係情報の収集及び関係部局、関係機関への情報提供 - その他対策本部において必要とする事項	- 応急対策の実施のための調整 - 危機関係情報の収集及び関係部局、関係機関への情報提供 - その他対策本部において必要とする事項

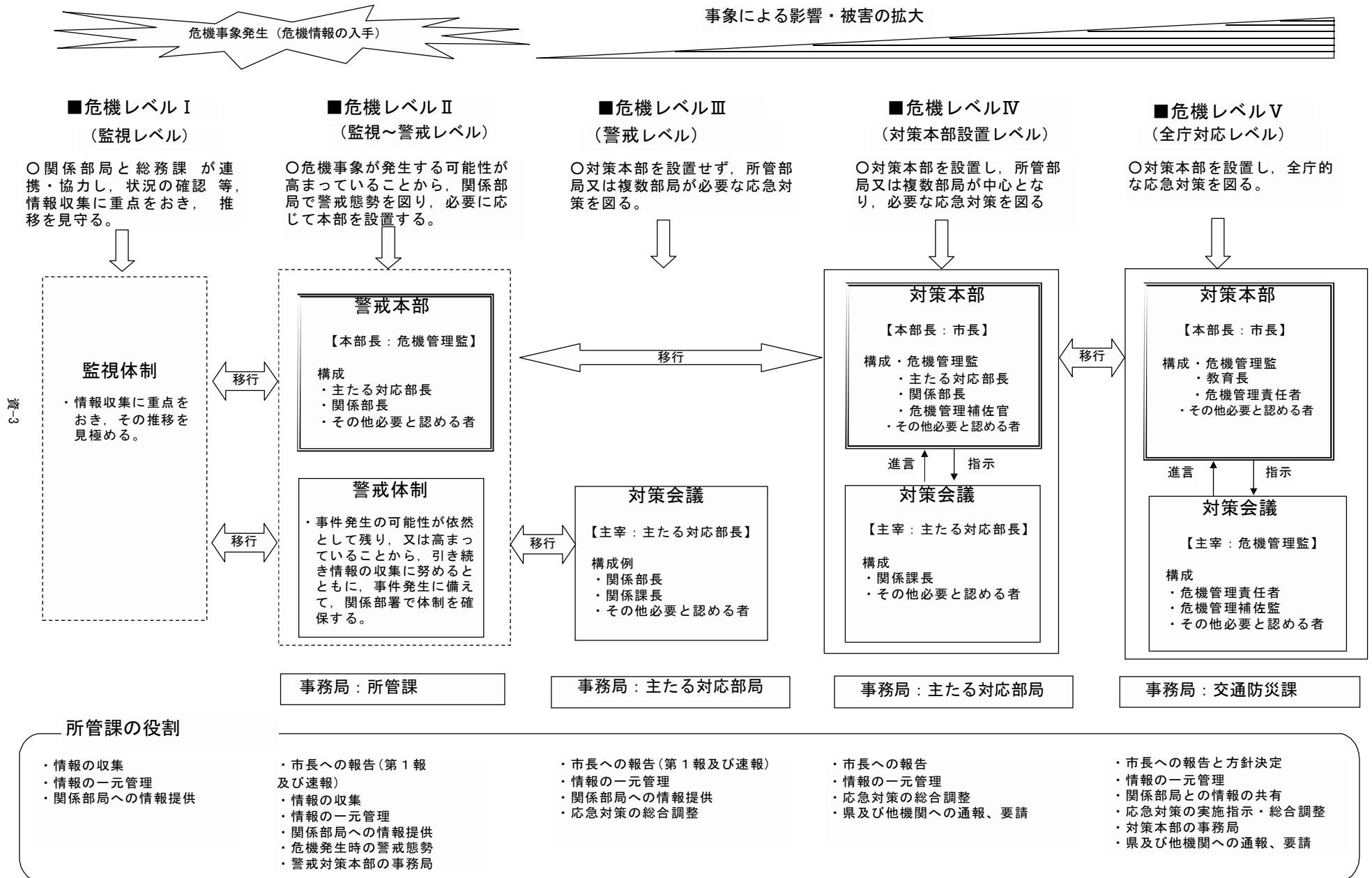
事務局	所管課	主たる対応部局（所管課）	交通防災課
所掌事務	- 当該危機に関する情報の収集整理 - 本部会議資料の調整 - 収集した情報の関係部局への提供 - その他本部の庶務に関する事項	- 当該危機対策に関する情報の収集整理 - 本部会議資料の調整 - 本部会議での決定事項の各部局への伝達及び実施の促進 - 各部局間の連絡調整 - その他本部の庶務に関する事項	- 当該危機対策に関する情報の収集整理 - 本部会議資料の調整 - 本部会議での決定事項の各部局への伝達及び実施の促進 - 各部局間の連絡調整 - その他本部の庶務に関する事項

別紙 2

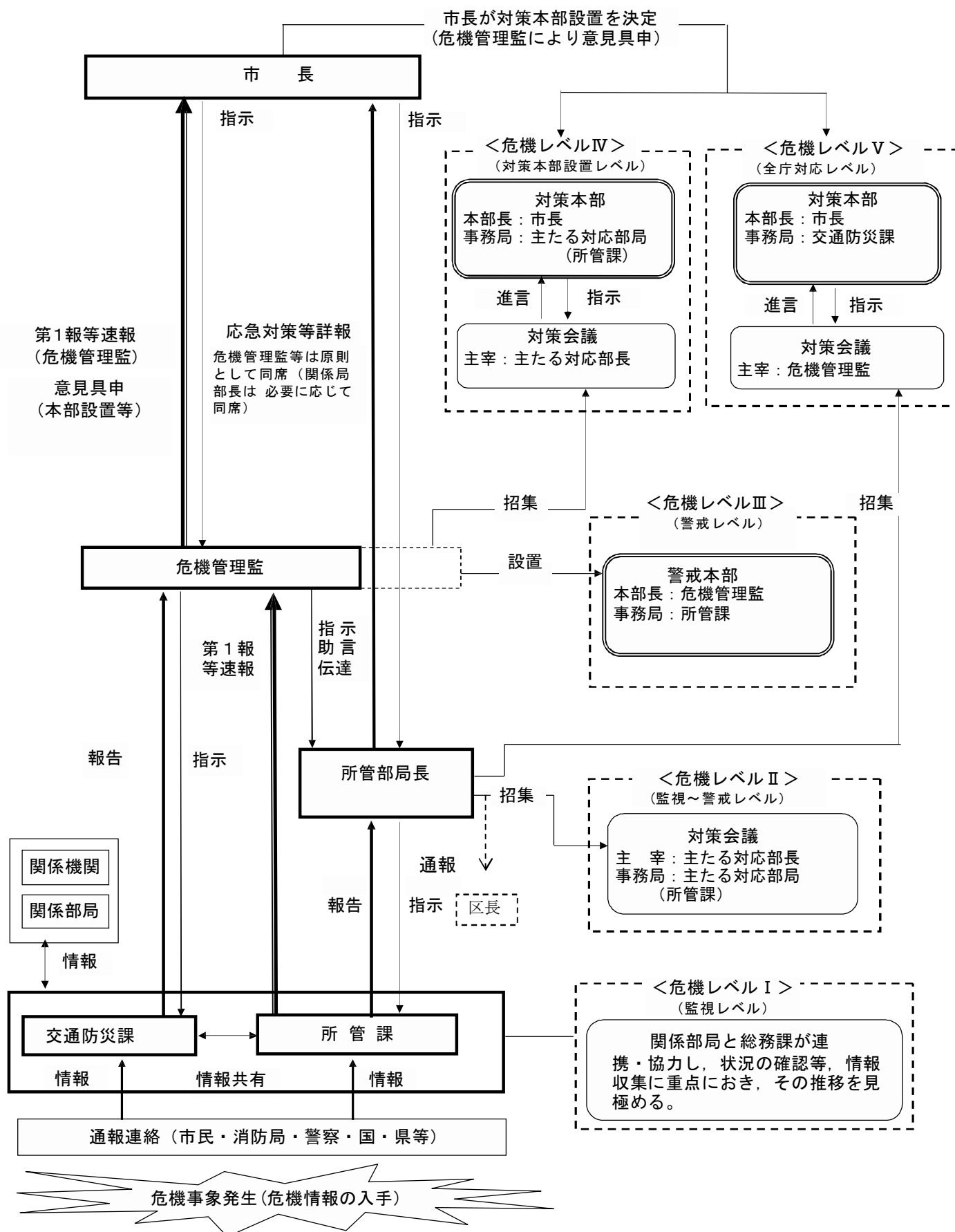


危機レベルに応じた体制の概要

別紙 3



危機事象発生時の連絡系統図



危機事象発生状況報告書

平成 年 月 日 時 分現在

標 題		(第 報) について
発生日時		平成 年 月 日 () 時 分
発生場所		
危機事象 発生 の 概要		
被害 の 状 況	人的被害	死傷者[有 ・ 無 ・ 不明] (○囲み) 約 _____ 名 そのうち死者 _____ 名
	物的被害	[有 ・ 無 ・ 不明] (○囲み)
	その他	
対応の状況		
その他特記事項		

発信者	氏 名	
	所 属	
	連絡先	

受信者	受信日時	平成 年 月 日 () 時 分
	氏 名	
	所 属	
	処理事項	

※ 事象覚知後直ちに、分かる範囲で記載し報告してください。

危機管理対応マニュアルの構成例

大項目	中項目	小項目
1 総 則	(1) 目 的	①マニュアルの目的
	(2) 定 義	①用語の定義 ②対象とする危機事象
2 事前対策	(1) 危機管理意識の向上	①研修，訓練等の実施 ②市民に対する啓発
	(2) 危機管理体制の整備	①危機事象発生時の組織体制 ・対策本部，対策会議の設置基準，構成員 ②関係課との連携 ③関係機関との連携
	(3) 情報の収集伝達体制の整備	①情報連絡体制の整備 ・連絡窓口，連絡系統，夜間・休日の体制 ②情報通報連絡協力者の設定
	(4) 資機材の整備	①資機材の備蓄と調達・保管 ②保有企業との協定
3 応急対策	(1) 初動措置	①初動体制の確立 ②収集すべき情報内容の整理
	(2) 応急対策の検討・決定	①応急対策の検討・決定 ・対策本部，対策会議の設置 ②職員の動員計画 ③全庁的な対応へ移行する判断基準 (人的・物的被害等)
	(3) 応急対策の実施	①被害者への対応 ・救出，救助，避難，救援等の必要事項 ②被害の拡大防止 ・二次被害の防止 ③関係機関との連携 ・連携すべき関係機関 ・連携して対応すべき具体的な事項 ④広報活動 ・提供する情報内容の整理 ・被害者，市民への情報提供 ・報道機関への情報提供 ・問い合わせ窓口等の設置
4 事後対策	(1) 復旧対策の推進	①生活再建，安全性の確認
	(2) 被害者への救済	①健康診断の実施 ②心の健康相談の実施

	(3) 危機評価と再発防止	①対応の評価 ・ 危機対応記録の作成 ・ 課題の抽出 ②マニュアルの見直し，引継ぎ等
--	---------------	--